

受検者の皆様へ  
監理団体の皆様へ

**【重要】新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた技能検定試験の取扱いについて**

茨城県職業能力開発協会  
技能検定課

令和3年8月18日

新型コロナウイルス感染症が拡大しており、令和3年8月20日には茨城県に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されます。

こうした状況ではございますが、技能検定試験におきましては、**感染予防策を行ったうえで予定どおり試験を実施する方針です。**※「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(令和2年12月16日改訂 厚生労働省参事官(能力評価担当))に従って対応します。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国や自治体から中止要請等がなされた場合には、検定試験の中止等の事態が生じる場合がございます。このような事態が発生した場合には、直ちにホームページ等でお知らせいたします。

また、予定どおり試験を実施した場合、感染の拡大状況等を踏まえて受検を回避されたり、体調不良で欠席されても、受検料の返金や振替は致しかねますのでご了承ください。

(試験当日について)

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患している恐れのある受検者は、受検をお控えください。また、発熱や咳などの症状がある場合も極力受検をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・感染者拡大防止の観点から、試験中、発熱や咳が激しい等の症状が見られる受検者には受検のお断り等をお願いすることがあります。
- ・試験当日は、マスクの着用、手洗い・うがいなど、各自での感染防止対策に十分ご注意ください。なお、本人確認のために、試験中に試験委員が指示した場合は、一時的にマスクを外していただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ・試験中に体調不良になった場合は、直ちにその旨を係員にお申し出ください。
- ・試験中止の場合は受検料を返金いたしますが、それ以外の理由では返金できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・試験当日、入口付近にアルコール消毒液を準備しますので、各自ご利用ください。